

建設業許可 Q&A

- 1 建設業を営むには必ず許可が必要ですか？
- 2 一般建設業と特定建設業の違いは？
- 3 許可の有効期間はどのくらいですか？
- 4 許可申請後、どのくらいで許可はおりますか？
- 5 許可を受けるための要件は？
- 6 「経營業務の管理責任者としての経験」とはどのような経験のことですか？
- 7 「経營業務の管理責任者を補佐した経験」とはどのような経験のことですか？
- 8 出向社員であっても経營業務の管理責任者や専任技術者とすることはできますか？
- 9 経營業務の管理責任者と専任技術者は兼務できますか？
- 10 経營業務の管理責任者と専任技術者は工事現場の配置技術者にできますか？
- 11 許可の財産的要件である 500 万円以上の資金を調達する能力とは、金融機関の預金残高に 500 万円あれば要件を満たしていますか？
- 12 個人事業から法人に組織変更した場合や個人事業主が死亡し引き続き建設業を営もうとする場合の手続きは？
- 13 会社設立直後で工事实績がありませんが、工事経歴書等の書類の提出は省略してもよいですか？
- 14 工事経歴書に記載する工事は何件記載すればよいですか。
- 15 許可年月日が異なる複数の許可を 1 つの許可年月日にまとめることはできますか？
- 16 業種追加をしたいのですが融資可能証明は必要ですか？
- 17 許可後に経營業務の管理責任者、専任技術者、役員等に変更があったさいは、いつまでに届出を提出すればよいですか？
- 18 経營業務の管理責任者、専任技術者、役員等の変更の届出を提出しないまま更新時期を迎えたため、許可更新の申請書を提出すれば変更届の提出は省略できますか？
- 19 申請書はどこに提出すればよいですか？
- 20 申請書はどこで販売していますか？
- 21 許可証を紛失してしまった場合どうすればよいですか？

1 建設業を営むには必ず許可が必要ですか？

軽微な建設工事のみを請け負う場合を除き、建設業の許可が必要となります。軽微な建設工事とは下記のとおりです。

◎軽微な建設工事

建築一式工事	1 件の請負金額が税込 1500 万円未満の工事
	請負金額にかかわらず、延べ面積 150 m ² 未満の木造住宅を施工する場合
建築一式工事以外	1 件の請負金額が税込 500 万円未満の工事

ただし、工事の完成を 2 つ以上の契約に分割して請け負う場合、各契約の請負代金の合計額で判断するため、各契約の請負金額の合計が税込 500 万円以上となると建設業許可が必要な工事となります。

また、軽微な工事であっても、他法令により県への登録が必要となる場合があるためご注意ください。

◎登録が必要な工種

- ・電気工事業（電気工事業の業務の適正化に関する法律）
- ・解体工事業（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）
→土木一式・建築一式・解体のいずれかの建設業許可を受けていれば登録は必要なし
- ・浄化槽工事業（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）
→土木一式・建築一式・管のいずれかの建設業許可を受けていれば登録は必要なし

2 一般建設業と特定建設業の違いは？

元請として請け負った場合の下請に出せる金額が異なります。

発注者から直接請け負う 1 件の建設工事につき、4,000 万円以上（建築一式は 6,000 万円以上）の工事を下請に出す場合は特定建設業の許可が必要です。

なお、一般でも特定でも発注者から請け負うことができる金額に制限はありません。

3 許可の有効期間はどのくらいですか？

許可を受けた日から 5 年間です。有効期間の満了日（許可を受けた日から 5 年目の対応する日の前日）が日曜日等の行政庁の休日であっても、その日をもって満了することになります。

4 許可申請後、どのくらいで許可はおりますか？

許可申請書類を受領後、国土交通大臣許可については、おおむね 120 日程度、知事許可については 30 日（閉庁日を除く）程度となります。

5 許可を受けるための要件は？

建設業の許可を受けるためには、次の5つの要件をすべて備えていることが必要です。

- ① 経營業務の管理責任者としての経験がある者がいること
- ② 営業所ごとに専任技術者がいること
- ③ 請負契約に関して誠実性を有していること
- ④ 請負契約を履行するに足る財産的又は金銭的信用を有していること
- ⑤ 欠格要件に該当しないこと

詳細については、「建設業許可の手引き」をご覧ください。

6 「経營業務の管理責任者としての経験」とはどのような経験のことですか？

営業取引のうえで、対外的に責任を有する地位（法人の役員・組合の理事・支店長・営業所長・個人事業主・支配人登記した支配人等）にあつて、建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいいます。

なお、「役員」には監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。

7 「経營業務の管理責任者を補佐した経験」とはどのような経験のことですか？

許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる、資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務に、経營業務の管理責任者に準ずる地位として従事した経験をいいます。

8 出向社員であっても経營業務の管理責任者や専任技術者とすることはできますか？

常勤性の確認ができれば、出向者の方も経營業務の管理責任者や専任技術者とすることができます。

9 経營業務の管理責任者と専任技術者は兼務できますか？

同一営業所内では、両者を1人で兼ねることができます。

10 経營業務の管理責任者と専任技術者は工事現場の配置技術者にできますか？

経營業務の管理責任者は、技術者の要件を満たせば配置することができますが、専任技術者は営業所に常勤して職務に従事する技術者のため、原則として現場に配置することはできません。ただし、①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であり、②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業

所との間で常時連絡を取りうる体制にあり、③技術者が現場専任を要する工事でなければ特例として専任技術者を現場に配置することができます。

11 許可の財産的要件である 500 万円以上の資金を調達する能力とは、金融機関の預金残高に 500 万円あれば要件を満たしていますか？

「500 万円以上の資金の調達能力を有すること」とは、担保すべき不動産等を有していること等により、500 万円以上の資金について金融機関の「融資可能証明」が得られることをいい、単に預金残高の金額をもって要件を満たしているとは認めていません。なお、融資可能証明の内容について、融資申し込みの際における、新たな融資審査又は条件付与をうたっているとみなされるものも認めていません。

12 個人事業から法人に組織変更した場合や個人事業主が死亡し引き続き建設業を営もうとする場合の手続きは？

建設業許可は譲渡や相続の対象にならないため、引き続き建設業を営もうとするときには、新規の許可を受ける必要があります。

13 会社設立直後で工事实績がありませんが、工事経歴書等の書類の提出は省略してもよいですか？

工事实績のない場合でも必ず添付してください。その際、工事経歴書には「実績なし」と記載してください。

14 工事経歴書に記載する工事は何件記載すればよいですか。

「官公庁元請」「民間元請」「下請」ごとにそれぞれ請負金額の合計額の 7 割以上を、請負金額の大きい順に記載してください。ただし、①500 万円未満の工事は 10 件まで記載 ②土木一式及び建築一式工事は請け負ったすべての工事を記載してください。詳細は「建設業許可の手引き」をご覧ください。

15 許可年月日が異なる複数の許可を 1 つの許可年月日にまとめることはできますか？

先に有効期間が満了する業種の更新時に 1 つにまとめることができます。この場合、全ての許可について最も古い許可年月日の更新日に調整されます。

また、業種追加に併せて既許可業種の更新をすることで 1 つにまとめることもできます。この場合、業種追加の許可日に調整されます。

16 業種追加をしたいのですが融資可能証明は必要ですか？

許可を取得して5年以上営業している場合は提出する必要はありません。

17 許可後に経營業務の管理責任者、専任技術者、役員等に変更があったさいは、いつまでに届出を提出すればよいですか？

変更事項により提出期限が異なります。詳細は「建設業許可の手引き」をご覧ください。ただし、いずれの提出期限も「事実が発生した日」が起算点となります。登記簿への登記日からではありませんのでご注意ください。

18 経營業務の管理責任者、専任技術者、役員等の変更の届出を提出しないまま更新時期を迎えたため、許可更新の申請書を提出すれば変更届の提出は省略できますか？

変更届の提出を省略することはできません。変更が生じている場合には、更新の申請前に変更の届出を行う必要があります。

19 申請書はどこに提出すればよいですか？

建設業対策室（山梨県庁北別館3階（甲府市丸の内1-6-1））にご提出いただきます。正本（提出用）及び副本（会社保管用）をご用意ください。

20 申請書はどこで販売していますか？

山梨県庁ホームページから様式をダウンロードできます。また、山梨県建設業協会でも販売しております。

○山梨県建設業協会（甲府市丸の内1-13-7 TEL055-235-4421）

21 許可証を紛失してしまった場合どうすればよいですか？

許可の通知書の再発行はしておりません。代替書類として県知事許可業者が許可を受けていることを証明するものとして、許可証明書を発行しております。

【手数料】収入証紙400円（1通につき）

【窓口】建設業対策室